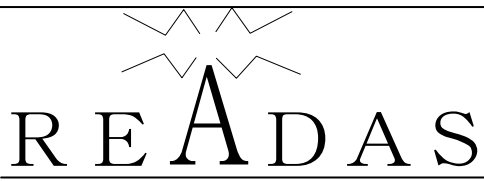


第 4420 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 2月10日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

特定居住用宅地等

Q：相続税では、特定居住用宅地等に該当すると、宅地の評価が80%減額できるそうですが、特定居住用宅地等とは、どのような宅地をいうのですか？

A：次の宅地をいいます。

【解説】

特定居住用宅地等とは、被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、被相続人の配偶者又は次の要件のいずれかを満たす被相続人の親族が、相続又は遺贈により取得したものをいいます。

- ①その親族が、相続開始の直前において、その宅地等の上存するその被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、その家屋に居住していること
- ②その親族（その被相続人の居住の用に供されていた宅地等を取戻した者に限る）が相続開始前3年以内に国内にある被相続人又は被相続人の配偶者の所有する家屋（その相続開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く）に居住したことがない者であり、かつ、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること
- ③その親族がその被相続人と生計を一にしていた者であって、相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続きその宅地等を自己の居住の用に供していること

